

## 実務経験証明書の取扱いについて

平成26年6月から、証明者が建設業許可を有している（いた）場合を除き、実務経験証明書の内容を確認する書類として、工事内容が分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し（直近3年間について各1年につき1件の計3件）を添付していただくこととします。確認書類が添付できない場合は、原則として実務経験を認めません。

【記載例】

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

### 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、造園 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可業種、許可年月日を記入する。

(例)  
鳥取県知事許可第0000号  
造園工事業、平成2年5月13日許可

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。

平成 ○○年 ○月 ○日

証明者は被証明者である法人の代表者又は個人の事業主とする。※正当な理由により、この方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、上司）の証明を得ること。それも困難な場合及び本人が個人の事業主である場合は、本人の証明を認める（証明すべき者との関係が疎遠である等の理由は認めない）。

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している場合は屋号）を記入する。

鳥取市東町1-220  
株式会社鳥取組  
証明者 代表取締役 鳥取 太郎  
被証明者との関係 社員

技術者の氏名	県土保	生年月日	昭和40年1月1日	使用された期間	平成4年 4月から 平成26年 3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社鳥取組				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	森田邸造園工事 他			H16年 2月から H17年 1月まで	
"	中田邸造園工事 他			H17年 2月から H18年 1月まで	
"	堀田邸造園工事 他			H18年 2月から H19年 1月まで	
"	石田邸造園工事 他			H19年 2月から H20年 1月まで	
"	県土公園植栽工事 他			H20年 2月から H21年 1月まで	
"	総務ビル屋上緑化工事 他			H21年 2月から H22年 1月まで	
"	向田邸造園工事 他			H22年 2月から H23年 1月まで	
"	鳥取ビル外構植栽工事			H23年 2月から H23年 5月まで	
工事係長	建設業公園設備工事			H23年 5月から H23年 11月まで	
"	山田邸造園工事			H23年 12月から H24年 1月まで	
"	技術公園景石工事			H24年 2月から H24年 6月まで	
"	藤田ビル外構植栽工事			H24年 6月から H24年 9月まで	
"	谷田邸造園工事			H24年 10月から H24年 12月まで	
"	原田邸造園工事			H25年 1月から H25年 4月まで	
"	入札公園設備工事			H25年 4月から H26年 3月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 (例)平成○年○月 会社解散のため 平成○年○月 事業主死亡のため 等			合計 満 10年 2月	

10年の実務経験の場合、古いものから7年間は、1年ごとにまとめて記載できる。

直近3年間の工事については、1カ月ごと（工期が1カ月を超える場合は1工事ごと）に記載する。この場合、H23、H24、H25の各年度から任意の3工事について、契約書等の写しの添付が必要となる。会社が解散して書類がない場合でも取引先、発注者から写しをもらうこと。

実際に雇用されていた期間を記入する。

実務経験年数は重複しないこと（合計年数に重複計上しない。）。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。